

名古屋大学全構成員に訴える 大学の自治を否定する 学校教育法改悪に反対の声を

教授会の審議権を剥奪する学校教育法の改悪は、教職員を学長の上意下達の大学運営に従わせ、教員と職員との協働による主体的な参加を否定する。

重要な事項を審議する規程の教授会を、学長に意見を述べるだけの機関にする法案が4月25日、安倍内閣によって閣議決定。今国会で審議入り。

この学校教育法・国立大学法人法改定案ではこれまで「大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」とされていた項目をなくし、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与について、「学長が決定を行なうに当たり、意見を述べる」機関と位置付け。

教育研究に関する重要事項は、「学長が必要と認めた」場合にしか、意見さえ述べられない。教育研究や大学運営について審議してきた教授会の審議権を奪い、「大学の自治」と、憲法が保障する「学問の自由」を脅かすもの。

その他、国立大学法人の経営協議会委員の過半数を学外者とすること、学長選考に当たっては学長選考会議が選考基準を定め、公表することも。学長選考会議の構成についても検討する付則。大学の運営や学長選考において学内の意見を反映しにくくし、大学の自主的・自律的運営をも奪う内容。

狙いは、政府、財界が求める「大学改革」のため、教授会の審議権を奪い、学長による上意下達の大学運営を強めること。学長のリーダーシップは、教育研究や大学改革に対する教職員の英智を集め、全構成員の主体的な取り組みを引き出すために発揮すべき。そうしてこそ大学の活力ある発展が望める。

緊急アピール賛同署名で、反対の声を上げましょう！

署名はここから <https://business.form-mailer.jp/fms/dc0ab1ea31301>